

会長	事務局	主査	係

大府市農業委員会

第 719 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 719 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 7 年 7 月 22 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 7 年 7 月 22 日（火） 午後 3 時 15 分～午後 3 時 45 分

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野 一弘
副会長	12 番	鈴木 広子
委 員	1 番	久野 恵子
	2 番	深谷 英一
	3 番	鈴置 省悟
	4 番	浅田 昭茂
	5 番	服部 啓子
	6 番	大威 千里
	7 番	竹内 修造
	8 番	加古 俊治
	9 番	本田 貴士
	10 番	小島 春男
	11 番	成田 正彦

（農地利用最適化推進委員）

14 番	稲葉 きみ子
15 番	大嶋 英二
16 番	神谷 登
17 番	鈴木千代子
18 番	竹内 敬三
19 番	富田 勇治

・欠席委員

（農業委員） 欠席者なし

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

・農業委員会事務局職員

事務局長 深谷 一紀

事務局 下谷 敏信（会議書記）

花田 佳明（会議書記）

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 719 回）

令和 7 年 7 月 22 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 5 条の規定による届出について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
5	報告 4	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
6	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
7	議案 2	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
8	議案 3	農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）	

事務局長 ただいまから第 719 回大府市農業委員会総会を開催いたします。
大府市農業委員会会議規則に基づき、以降の議事の進行は久野会
長にお願いします。

議長 ただいまから第 719 回大府市農業委員会 総会を開会します。
総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

事務局 本日の総会の定足数についてご報告します。
農業委員におかれましては、本日、13 名全員にご参加いただい
ておりますので、本総会が開会できることをご報告いたします。
農地利用最適化推進委員におかれましては、6 名全員に出席をい
ただいております。
また、本委員会は原則公開するものとしておりますが、本日の傍
聴者はございません。報告は以上です。

議長 本日の議事日程につきましては、日程表のとおり進めて参りま
す。
本総会の「会期」につきましては、本日 1 日といたします。

それでは議事に入ります。
始めに、日程第 1「会議書記の指名について」。本日の会議書記に
は、農業委員会事務局の 下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 次に、日程第 2、報告第 1 号『農地法 第 4 条の規定による届出
について』から、日程第 5、報告第 4 号『農地法第 18 条第 6 項の
規定による通知について』までを一括で上程します。事務局から
説明をお願いします。

事務局 事務局長の深谷です。私から日程第 2 報告第 1 号『農地法第 4 条
の規定による届出について』から、日程第 5 報告第 4 号『農地法
第 18 条第 6 項の規定 による通知について』までをご説明いたし
ます。
始めに、議案書 1 ページをご覧ください。日程第 2 報告第 1 号『農
地法第 4 条の規定による届出について』ご説明いたします。
農地法第 4 条第 1 項第 7 号に規定される、市街化区域内におい
て、土地所有者自らが農地を農地以外のものにするための農地転
用の届出です。議案書 1 ページの 1 件の届出がありました。
転用目的は住宅でございます。
なお、報告第 1 号の届出につきましては、事務局長専決で届出者
に対し、受理通知書をもって既に通知をしたことをご報告申し上
げます。

事務局 次に、議案書 2 ページをご覧ください。報告第 2 号『農地法第 5 条の規定による届出について』ご説明いたします。
農地法第 5 条第 1 項第 6 号に規定される、市街化区域内において、農地を農地以外のものにするため、権利の設定又は移転を伴う農地転用の届出となります。議案書 2 ページから 4 ページまでの 7 件の届出がありました。
権利としては、申請番号 1 が使用貸借権で、その他 6 件は所有権移転です。転用目的は、申請番号 1 番、4 番、5 番が住宅として、申請番号 2 番、3 番、6 番が宅地、申請番号 7 番が共同住宅でございます。なお、申請番号 2、3、6 番につきましては、以前にも届出が出されていたものとなります。
報告第 2 号につきましては、届出を受理し、事務局長専決で届出者に対し、受理通知書の通知したことをご報告します。

次に、議案書 5 ページをご覧ください。日程第 4 報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出（相続等による権利移動）について』をご説明いたします。
農地を相続によって所有権移転した場合に、取得したことを届出るものです。議案書 5 ページから 9 ページまでの 11 件の届出があり、いずれも相続による所有権移転によって、所有者が移動したことを確認しております。

次に、議案書 10 ページをご覧ください。日程第 5 報告第 4 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明いたします。
農地の貸借契約に係る合意解約を農業委員会に通知するもので、2 件の通知を受理いたしました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの報告第 1 号から報告第 4 号までの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。
（「なし」の声）

議長 説明のありました報告案件につきましては、ご了解いただいたものといたします。

次に、日程第 6、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』、2 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 12 ページをご覧ください。議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』をご説明いたします。
農地法第 3 条は、農地を農地のまま権利の設定又は移転を行うもので、その案件について本委員会で審議し、許可をするものとなります。
2 件の申請があり、過日の地区協議会において、担当地区委員には現地確認をいただいたところでございます。申請内容について簡単に説明いたします。
申請番号 1 をご覧ください。申請事由として、申請地は、譲受人が営農している農地に近く、農地を拡大するため、有償にて所有権移転して取得するものです。

次に、申請番号２につきましては、申請事由として、譲受人が自宅に隣接する申請地を１年間利用権設定によって耕作をしていましたが、今後も継続して耕作を行うため、その農地を有償で所有権移転し、新たに取得するものです。なお、現在の利用権設定の解約についても同時に通知されておりますので、来月の総会において報告案件となります。

申請内容の詳細について確認し、いずれの譲受人も、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断できます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、次に担当地区委員から意見をいただきたいと思います。

１番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当地区委員 １番の譲受人は、所有農地の耕作状況、及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございますか。

（「なし」の声）

議長 次に、２番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当地区委員 ２番の譲受人は、これまでの利用権設定による耕作状況、及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございますか。

（「なし」の声）

議長 特に無いようですので、議案第１号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議長 「全員賛成」ですので、議案第１号は、原案の通り許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第７、議案第２号『農地法第５条の規定による許可申請について』の３件を上程します。

このうち申請番号２番においては、該当委員※は「農業委員会等に関する法律」第３１条の議事参与の制限に該当するものとなります。※議事参与に該当する委員（以下「該当委員」という。）始めに、議事参与の制限に該当しない１番と３番の２件について審議します。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 13 ページをご覧ください。議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』をご説明いたします。
農地法第 5 条は、市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用を行うもので、愛知県知事が許可をするものです。各案件について本委員会で審議し、意見を付して愛知県に申請書を提出するものです。
議案書 13 ページ、14 ページの 3 件の申請があり、過日の地区協議会において、各地区の委員に現地確認をしていただいたところでございます。
始めに、議事参与の制限に該当しない申請番号 1 番と 3 番の 2 件についてご説明いたします。
申請番号 1 番は、賃貸借による駐車場整備のための転用です。農地区分は 2 種農地に該当します。
次に、申請番号 3 番につきましては、有償による所有権移転で、県道名和大府線の道路拡幅に伴う移転補償のため住宅に転用するものです。農地区分は 3 種農地に該当します。
以上の 2 件につきましては、申請書類に基づき、農地区分、転用理由、排水機能などについて事務局にて確認し、農地転用の許可基準との照合、現地確認を踏まえ、いずれの申請も許可見込みありと判断することができます。
なお、申請番号 1 番におきましては、3000 ㎡以上の案件であるため、愛知県農業会議に諮り、その後に愛知県に対し送付いたします。
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、次に担当地区委員より 意見をいただきたいと思います。
申請番号 1 番の案件について、担当地区委員 どうぞ。

担当地区委員 1 番の申請地は、土地造成は盛土を施し整地します。雨水は、雨水樹で集水し、既設の道路側溝へ接続するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。
(「なし」の声)

議長 次に、申請番号 3 番の案件について、担当地区委員どうぞ。

担当地区委員 3 番の申請地は、土地造成は無く、整地のみです。汚水・雑排水は、公共下水道へ接続し、雨水は、敷地で集水し、敷地西側道路の対側にある道路側溝へ接続するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。
(「なし」の声)

議長 特に無いようですので、議案第 2 号のうち申請番号 1 番と 3 番の 2 件についてを採決します。
本申請を愛知県知事に提出するにあたり、委員会が 特に付すべき意見は「なし」とすることに、賛成の方は、挙手願います。
「全員挙手」

- 議長 「全員賛成」ですので、議案第2号のうち申請番号1番と3番の2件については、委員会の「意見なし」で愛知県知事に提出することに決定します。
- 議長 次に、申請番号2の審議の前に、該当委員におかれましては、退室をお願いします。
- (該当委員 退室)
- 議長 それでは、議案第2号の申請番号2番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号の申請番号2番についてご説明いたします。
14 ページ 申請番号2をご覧ください。本申請は、備考欄にありますとおり、令和6年11月18日に株式会社シキミに対し農地法5条の許可をしたものの、7月2日に株式会社村田工業社から事業計画変更承認願が出されたため、改めて審査を行うものとなります。なお、現時点で土地の所有権が当初から変わっていないため、渡人は以前と同様の所有者となっております。
内容について説明いたします。権利は有償による所有権移転で、工場とその駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、第3種農地に該当します。許可の判断基準は、許可できるに該当します。
本案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。なお、本申請におきましては、3000㎡以上の案件であるため、愛知県農業会議に諮り、その後に愛知県に対し送付いたします。
- 事務局 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。
2番の案件について、担当地区委員どうぞ。
- 担当地区委員 2番の申請地は、造成をしますが、隣地境界に緑地帯及びフェンスを設けます。雨水は、地下貯留槽にて貯留し道路側溝へ排水します。汚水排水は合併浄化槽にて処理し新設側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないで、特に問題はありません。
- 議長 そのほかに、ご意見などございますか。
(「なし」の声)
- 議長 特に無いようですので、議案第2号の申請番号2番を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。
「全員挙手」
- 議長 「全員賛成」ですので、議案第2号の申請番号2番は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。
該当委員は入室してください。
- (該当委員 入室)

- 議長 次に、日程第 8、議案第 3 号『農用地利用集積等 促進計画の公告について 一括契約』の 4 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案書 15 ページをご覧ください。議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の公告について 一括契約」をご説明いたします。本議案に関しましては、農地中間管事業の促進を図ることを主旨として「農用地利用集積等促進計画」に基づき公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。議案書の申請番号 7279 から議案書 17 ページの 7282 までの 4 件です。いずれの借り手も、農地中間管事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしています。契約期間、作物名、賃借料等については、議案書に記載のとおりです。今回の議案のうち、15 ページ 7279 番から 16 ページ 7281 番までの 3 件につきましては、地域計画の目標地図の区域内にあるもので、大府市長から本委員会に対し意見聴取が求められているものです。また、17 ページの 7282 番につきましては、目標地図の区域外にあるもので、農業委員会から農業振興基金へ利用権設定を直接要請するものとなっております。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 ただいまの事務局から説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。
- (「なし」の声)
- 議長 特にないようですので、議案第 3 号を採決します。原案の通りで賛成の方は挙手願います。
- 「全員挙手」
- 議長 「全員賛成」(又は「賛成多数」)ですので、議案第 3 号は、原案の通り可決することといたします。
- 以上で全すべての審議が終了いたしました。
これを持ちまして、第 719 回大府市農業委員会総会を閉会します。

以上